

兵庫県公報

令和5年1月27日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則

ページ

- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 1

公布された法令のあらまし

◎ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会規則第1号)

不妊治療のための休暇の拡充のため、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月27日

兵庫県人事委員会
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会規則第1号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第5号の2中「5日」を「12日」に、「10日」を「17日」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第62条第1項第5号の2中「5日」を「12日」に、「10日」を「17日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。